伊勢原市安全対策事業補助金（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童の送迎用バスにおける児童の置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象者）

第２条　補助金の交付の対象とする者は、次に掲げる施設等を運営する者とする。

(1) 保育所（児童福祉法（第２２年法律第１６４号）第３５条第４項の規定により認可を受けた同法第３９条第１項に規定する施設をいう。）

(2) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１７条第１項の規定により認可を受けた同法第２条第７項に規定する施設をいう。）

(3) 小規模保育施設（児童福祉法第３４条の１５第２項の規定により認可を受けた同法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）

(4) 放課後児童クラブ（伊勢原市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成２７年伊勢原市告示第１２９号）第３条に基づき届出をしている事業所をいう。）

（補助の対象事業及び経費）

第３条　補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、送迎用バスの安全装置の設置を行う事業とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 送迎用バスについては、児童の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外

の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。）であること。

(2) 安全装置は、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和４年１２月２０日公表）に適合したものであること。

(3) 安全装置については、送迎用バスの１台につき安全装置１台を設置すること。

(4) 保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図り、こどものバス送迎・安全徹底マニュアルを活用すること。

(5) 補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度内に安全装置の導入を完了し、かつ、経費の支払を完了するものであること。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、安全装置の設置を行う事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）とする。ただし、送迎用バスの数以上の安全装置の購入に要する経費は対象外とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表第１に基づき算出した補助基準額と、補助対象経費から寄附金その他市長が認める収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額を補助金の額とする。ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、伊勢原市安全対策事業補助金交付申請書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第１号様式別添１）

(2) 安全装置設置の見積書の写し

(3) 安全装置の製造メーカー、装置名、機能等を詳細に確認できる資料、事業者からの支援体制等が確認できる資料

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市安全対策事業補助金交付決定通知書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第２号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第７条　前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付申請額を変更しようとするときは、伊勢原市安全対策事業補助金変更交付申請書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第３号様式別添１）

(2) 安全装置設置の見積書の写し

(3) 安全装置の製造メーカー、装置名、機能等を詳細に確認できる資料、事業者からの支援体制等が確認できる資料

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（変更交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市安全対策事業補助金変更交付決定通知書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第４号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第９条　規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、伊勢原市安全対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（保育所等

送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第５号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の伊勢原市安全対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市安全対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第６号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第１０条　規則第９条第１項の規定による申請の取下げのできる期日は、第６条の規定による交付決定の通知を受けた日から１０日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第１１条　補助金は、補助対象事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市安全対策事業補助金交付請求書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第７号様式）に伊勢原市安全対策事業補助金交付決定通知書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）又は伊勢原市安全対策事業補助金変更交付決定通知書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　規則第１４条の規定による実績報告は、伊勢原市安全対策事業補助金実績報告書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の４

月５日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 事業成果報告書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第８号様式別添１）

(2) 対象経費の領収書又は事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し

(3) 納品書の写し

(4) 安全装置が設置されたことがわかる写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、伊勢原市安全対策事業補助金実績報告書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）が提出され、規則第１５条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第６条の交付決定の額又は第８条の変更交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市安全対策事業補助金確定通知書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）（第９号様式）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第１４条　規則第２０条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則（令和５年３月１６日告示第２５号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和５年５月９日告示第９７号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の伊勢原市安全対策事業補助金（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

別表第１（第４条関係）

対象施設等	補助基準額
保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設	送迎用バス１台当たり　１７５，０００円
放課後児童クラブ	送迎用バス１台当たり　８８，０００円

第１号様式（第５条関係）

年度伊勢原市安全対策事業補助金交付申請書
（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年度伊勢原市安全対策事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　添付書類
(1) 事業計画書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）
(2) 安全装置の見積書の写し
(3) 安全装置の製造メーカー、装置名、機能等を詳細に確認できる資料
事業者からの支援体制等が確認できる資料
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（事務担当は、　　）

第1号様式別添1、第3号様式別添1

事業計画書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

所在地	
法人名	
施設名	
代表者名	

1　施設の種別	□　保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設 □　放課後児童クラブ		
2　事業の目的			
3　送迎用バスの台数	台		
4　バスの所有状況	バスの定員（名）	乗用車の場合は車名を記載	施設所有又はリース
1			
2			
3			
4			
5			
5　製造メーカー名			
6　装置の認定番号			
7　導入または設置に要する費用	ア　装置・機器の購入費	円	
	イ　取付費用その他	円	
	ウ　総事業費	円	
8　設置予定日	年　月　日		

申請額の内訳

	①	②	③	④（②*③）	⑤（①と④でいずれか低い金額）	**交付申請額**
施設の種別	総事業費（円）	設置台数（台）	補助単価（円）	補助基準額（円）	計算上の補助額（円）	補助額（1,000円未満は切り捨て）（円）

第２号様式（第６条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市安全対策事業補助金交付決定通知書
（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市安全対策事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付決定額　　円

２　交付条件

(1) 補助の対象となる事業は、　年　月　日付け伊勢原市安全対策事業補助金交付申請書記載のとおりとする。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

（事務担当は、　　）

第３号様式（第７条関係）

年度伊勢原市安全対策事業補助金変更交付申請書
（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度伊勢原市安全対策事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　補助金額
(1) 変更交付申請書　　円
(2) 既交付決定額　　円
(3) 追加（減少）補助金額　　円

２　変更内容

３　変更理由

４　添付書類
(1) 事業計画書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）
(2) 安全装置の見積書の写し
(3) 安全装置の製造メーカー、装置名、機能等を詳細に確認できる資料
事業者からの支援体制等が確認できる資料
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（事務担当は、　　）

第1号様式別添1、第3号様式別添1

事業計画書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

所在地	
法人名	
施設名	
代表者名	

1　施設の種別	□　保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設 □　放課後児童クラブ		
2　事業の目的			
3　送迎用バスの台数	台		
4　バスの所有状況	バスの定員（名）	乗用車の場合は車名を記載	施設所有又はリース
1			
2			
3			
4			
5			
5　製造メーカー名			
6　装置の認定番号			
7　導入または設置に要する費用	ア　装置・機器の購入費	円	
	イ　取付費用その他	円	
	ウ　総事業費	円	
8　設置予定日	年　月　日		

申請額の内訳

	①	②	③	④（②*③）	⑤（①と④でいずれか低い金額）	**交付申請額**
施設の種別	総事業費（円）	設置台数（台）	補助単価（円）	補助基準額（円）	計算上の補助額（円）	補助額（1,000円未満は切り捨て）（円）

第４号様式（第８条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市安全対策事業補助金変更交付決定通知書
（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　決定金額
(1) 変更交付決定額　　円
(2) 既交付決定額　　円
(3) 追加（減少）補助金額　　円

２　交付条件
(1) 補助の対象となる事業は、　年　月　日付け伊勢原市安全対策事業補助金変更交付申請書記載のとおりとする。
(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
(4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

（事務担当は、　　）

第５号様式（第９条関係）

年度伊勢原市安全対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

次のとおり伊勢原市安全対策事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容
（変更前）

（変更後）

２　変更の理由

第６号様式（第９条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市安全対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、　　）

第７号様式（第１１条関係）

年度伊勢原市安全対策事業補助金交付請求書
（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名
㊞

交付決定のありました伊勢原市安全対策事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

１　交付決定通知額　　円

２　既交付額　　円

３　今回交付請求額　　円

４　未交付額　　円

５　添付書類
□伊勢原市安全対策事業補助金交付決定通知書の写し
□伊勢原市安全対策事業補助金変更交付決定通知書の写し
（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

第８号様式（第１２条関係）

年度伊勢原市安全対策事業補助金実績報告書
（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年度伊勢原市安全対策事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

１　交付決定額　　円

２　実　績　額　　円

３　不　用　額　　円

４　添付書類
(1) 事業成果報告書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）
(2) 対象経費の領収書又は事業者に対し対象経費の振り込みを行ったことを金融機関が証明した書類の写し
(3) 納品書の写し
(4) 安全装置が設置されたことがわかる写真
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

第8号様式別添1

事業成果報告書（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

所在地	
法人名	
施設名	
代表者名	

1　安全装置を設置したバスの台数		台
2　安全装置を設置したバスの状況	バスの定員	
	1	人
	2	人
	3	人
	4	人
	5	人
3　製造メーカー名		
4　装置の認定番号		
5　交付決定額（決定通知書の額）		円
6　導入または設置に要した費用	ア　装置・機器の購入費	円
	イ　取付費用その他	円
	ウ　総事業費	円
6　財源内訳	ア　伊勢原市補助金	円
	イ　事業者負担金　自己資金	円
	借入金	円
	寄附金	円
	ウ　合計額	円
7　事業完了日	年　月　日	

実績額の内訳

	①	②	③	④（②*③）	⑤（①と④でいずれか低い金額）	**実績額**
施設の種別	総事業費（円）	設置台数（台）	1台当たりの補助単価（円）	補助基準額（円）	計算上の補助額（円）	補助額（1,000円未満は切り捨て）（円）

第９号様式（第１３条関係）

年度伊勢原市安全対策事業補助金確定通知書
（保育所等送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）

設置者住所
設置者名
事業所住所
事業所名
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付（変更交付）決定額　　円

２　補助金確定額　　円

（事務担当は、　　）